

(株)アニマル・メディア社

〒113-0034 東京都文京区湯島3-23-8 第6川田ビル3階

Fax 03-6240-1274 Tel 03-5817-8405

農水省、豚熱対策などで家伝法改正へ ～ワクチン接種下の「限定的殺処分」等を規定～

農水省は12月11日、省内で食料・農業・農村政策審議会の第76回家畜衛生部会を開催し、来年1月に召集される通常国会で目指す家畜伝染病予防法(家伝法)改正の方向性を説明し、了承を得た。豚熱に関しては、ワクチン接種下の発生について、全頭殺処分の原則を緩和して「選択的殺処分」に変更するほか、既に“都道府県の認定を受けた農場の登録された飼養衛生管理者”に対して認めている“獣医師以外の飼養衛生管理者”による豚熱ワクチンの接種を法制化すること、ワクチンによる免疫賦与状況確認検査の一部の工程を民間に委託した場合に、その費用の一部を国が負担すること、などが盛り込まれている。

この日の会議では農水省から家伝法改正の「方向性」として、豚熱に関する2項目のほか、①ランピースキン病(牛)の家畜伝染病への追加による法的強制力のある殺処分等防疫対策を実施できる体制構築、②輸入禁止品等の販売等の禁止、家畜防疫官への外国食材店等への立入検査および輸入禁止品の廃棄権限等の賦与、について説明が行われた。

豚熱の「選択的殺処分」への変更は、2020年以降、新たに導入されたリアルタイムPCR法を用いた発生農場の殺処分前の採血による検査データの分析結果から、「一定期間の移動制限や監視の徹底により、他農場への伝播リスクは全頭殺処分と比べて変わらないとする科学的な評価が得られた」ことを踏まえた措置。基本的な考え方として既に、発生農場における殺処分の範囲を、①ワク

チン未接種豚、②ワクチン接種後20日以内の豚、③発育不良豚、④豚熱の臨床症状を呈しておりPCR陽性となった豚、に限定する方針が示され、10月6日の牛豚等疾病小委員会で了承されていたが(本紙1106号参照)、具体的な“線引き”について明確な基準は示されていなかった。この点、この日の家畜衛生部会で初めて公表された資料では、今後の対応として、「リアルタイムPCR検査を用いつつ、感染拡大リスクが高い豚を殺処分」する方針が記載され、イラストによる図解では、哺乳・離乳豚の一部で豚熱感染が確認されたとき、哺乳・離乳豚の全頭と、肥育豚の一部が殺処分対象となる具体例が示され、そのキャプションには「免疫が未成立で感染拡大リスクが高い豚の殺処分/一定期間のリスク管理措置」と記されている。

豚熱発生農場については、疫学調査の一環として、殺処分前に発生豚舎以外の豚舎からもサンプリングによる採血が行われ、感染状況が確認されている。詳細を整理したデータは公表されていないが、ワクチン接種下の発生のほとんどが離乳舎で確認されており、多くのケースでは、当該豚舎以外での感染が確認されていない一方、分娩舎や肥育舎でリアルタイムPCR検査による陽性が確認される事例もあったとされる。異常の発見・通報が遅れることで、農場内での感染が拡大することは明らかであり、発生時にはこれまで以上に、地域や産業のためのみならず、“自分のため”にも早期通報が重要になる。発見・通報が遅れて農場全体に広くウイルスが拡散することになれば、制度的にせっかく選択的殺処分が採用されても、実際には全頭殺処分せざるを得ないケースも起こりかねない。早期通報の意味を再認識する必要がある。

豚熱ワクチン研修終了の飼養衛生管理者

～獣医師以外による豚熱ワクチン接種枠組～

豚熱のワクチンについては現在、本来は家畜防疫員にしか認められていなかった接種が、知事認定を受けた管理獣医師、さらには都道府県の認定を受けた農場について、一定の研修を受けて登録された飼養衛生管理者による接種も認められている。来年の家伝法改正で農水省は、“獣医師以外の飼養衛生管理者”による豚熱ワクチンの接種を法制化し、適時・適切な接種の推進と、家畜防疫員の業務の軽減の両立を進める。

農水省が公表した資料では、「豚熱ワクチン接種地域の都道府県からの要請を前提に、一定の要件を満たす場合に限り、当該農場の飼養衛生管理者による豚熱ワクチンを可能にする」とし、「一定条件」については、「接種技術を担保するため、接種者は、①当該農場で働き、豚の扱いに慣れている飼養衛生管理者であり、②都道府県が行う適時のワクチン接種のために必要な研修を修了した者であること」を条件にするとしている。

検疫すり抜けた輸入禁止品の販売禁止に ～家畜防疫官に外国食材店への立入権限も～

農水省は年明けに召集される通常国会において、アフリカ豚熱(ASF)等の侵入防止のための検疫体制強化に向けた家伝法改正を目指す。国内に違法に持ち込まれた畜産物が動物検疫をすり抜けて市中で流通するケースを想定し、輸入禁止品等の販売を禁止し、家畜防疫官が外国食材店等に立入検査を行い、輸入禁止品を摘発した場合の廃棄権限等を賦与する。

インバウンドが過去最高を記録するなか、度重なる検疫体制の強化にも関わらず、アジア諸国を中心とするインバウンドによる畜産物や畜産加工品など輸入禁止品の持ち込みはあとを絶たない。また、違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店となっているケースや、外国食材店で違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例が確認されている。こうした事態を踏まえ

農水省は、家伝法を改正して、①家畜防疫官の食材店への立入検査、②違反畜産物の廃棄、③違反畜産物の販売禁止(3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金)、により対応を強化する。併せて、郵便物検査にはAIを活用したX線画像解析の導入を、空港における手荷物検査では、入管・税関と旅客情報を共有し効率的に違反常習者を補足する体制強化を図るとしている。

2020年以降、検疫探知犬は53頭から140頭まで、家畜防疫官は481人から541人まで拡充されている。

米国産トウモロコシは輸出需要上方修正

～シカゴ無反応も円安進み全農4200円値上～

米国農務省(USDA)は12月9日、米国産トウモロコシの需給見通し(クロップレポート)を交渉した。11月発表値でほぼ作柄は確定するため、対前年度で12.5%増となった生産量は前回発表値で据え置かれているが、需要面では輸出量が前年度比12.0%となる32億ブッシュルと前回発表よりも1億2500万ブッシュル(4.1%)上方修正された。

輸出量が増えた背景の1つとしては、ウクライナ産が作付面積の減少や天候不順による収穫の遅れから生産量が下方修正され、輸出余力が大幅に落ちていることが一因と指摘されている。

輸出量の上方修正に伴い、期末在庫は前回発表よりも1億2500万ブッシュル減って20億2900万ブッシュルとされたが、大豊作下、輸出仕向割合は総需要量の19.7%に過ぎないこともあり、対前年比では32.4%の増加で、期末在庫率も前年度より2.4ポイント高い12.5%(前回発表比は0.8ポイント減)と、適正水準を維持している。

シカゴ相場は9日のUSDA発表に反応は示さず、1ブッシュル当たり440～450セント水準で下げ止まった状況を維持している。そこへ為替の円安が一段進んだことで配合飼料の原料調達価格は上昇し、全農は12月19日、来年1～3月期の配合飼料価格を全国全畜種平均t当たり約4200円の値上げとすることを発表した。